

社会福祉法人あおい福祉会 役員等報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あおい福祉会（以下「法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬、弔慰金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

第2章 報 酬 等

(報酬等)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案、評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給することができる。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり旅費相当額を支給することができる。

(1) 理事、監事、評議員

1回 2,000円以内

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される評議員会において、法人の業務と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことができる。

4 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬の支払は、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、1月1日及び7月1日に起算し、7月25日及び12月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法又は現金にて支払う。

(2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 慶 弔

(受賞祝金)

第5条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、福井県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第6条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第7条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第8条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第9条 役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第4章 附 則

(改正)

第10条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人あおい福祉会評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成 28 年 12 月 1 日より施行する。

この規程は平成 29 年 6 月 29 日より施行する。

役員等報酬表

号俸	支給基準額
1号	年額 50,000円
2号	年額 100,000円
3号	年額 150,000円
4号	年額 200,000円
5号	年額 250,000円
6号	年額 300,000円
7号	年額 350,000円
8号	年額 400,000円
9号	年額 450,000円
10号	年額 500,000円
11号	年額 550,000円
12号	年額 600,000円
13号	年額 650,000円
14号	年額 700,000円
15号	年額 750,000円
16号	年額 800,000円
17号	年額 850,000円
18号	年額 900,000円
19号	年額 950,000円
20号	年額 1,000,000円

別表1 祝金及び見舞金

区分	支給基準額	備考
受賞祝金	ア. 福井県知事、厚生労働大臣 表彰受賞のとき 20,000 円 イ. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000 円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員等	50,000 円	

別表3 香華料

対象者	支給基準額	備考
配偶者	10,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母、義父母	5,000 円	
子	10,000 円	
祖父母	5,000 円	弔電
兄弟	5,000 円	